

中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定

保証協会の100%保証を取得し融資が受けやすい特定中小企業者の認定制度（第5号の認定）について紹介します。

＝ ＝ ＝

原油の高騰！建築着工が遅れ業況が悪化！でお困りの中小企業者へ

- ・ この制度で所在地の市町村に認定されますと特典として、大阪府の制度融資のうち一般枠とは別枠、融資利率、保証料とも低利な「**経営安定資金**」の利用が可能です。
（ただし、保証協会の審査有り。融資の確約ではありません。）
- ・ 5号認定の認定基準とは（ ～ の全て満たす企業）
 - 府下で原則として同一場所で1年以上引き続き事業を営んでいる。
 - 国が指定する不況業種（平成19年12月31日までは**一般貨物自動車運送業等が入っています**）に該当する。
 - 最近3ヶ月間の平均売上高が前年同期の月平均売上高に比して**10%以上減少**（平成19年12月末日までは要件の緩和措置として**5%減少**）しているため、経営の安定に支障が生じている中小企業。

平成19年11月、この制度に建築関連業種が緊急追加されました。
- ・ 認定手続
制定の認定申請書（2枚セット）に、必要書類を添付して提出してください。
- ・ 指定業種や申請書類のお問合せは、
 - 和泉市環境産業部商工観光課商工振興係(和泉市役所 0725-41-1551)
 - ものづくりサポートセンター(0725-46-9000) まで